

第5回明石市上下水道事業経営審議会（令和7年9月2日）会議録

○日時 令和7年9月2日（火）午後2時00分から午後4時00分

○場所 兵庫県水産会館 4階 第5会議室

○出席者 ・委員

瓦田会長、押谷委員、田中委員、架場委員、星川委員、渡部委員（委員：五十音順）

・事務局

（水道部局）

東公営企業管理者、藤原経営管理室長、辻水道室長、福永水道経営課長、楡井企画調整担当課長、滝澤営業課長、小椋水道維持保全課長、三谷水道工務課長、澤村施設担当課長、長良浄水課長、宮下水道企画係長、與倉事務職員、木田技術職員

（下水道部局）

森本下水道部長、橋本次長（下水道経営担当）、正木下水道経営課長、露木下水道計画担当課長

○配布資料 1 次第

2 委員名簿

3 第5回 明石市上下水道事業経営審議会

4 アセットマネジメント様式

○傍聴人 市民：5名、議員：3名

【1 開会】

事務局から開会宣言

【2 議事（1）第4回審議会における積み残し事項の検討】

事務局にて『前提条件の妥当性』、『目標設定の妥当性』及び『財政シミュレーション結果の妥当性』について説明を行った。

『物価上昇率 2.0%』、『企業債利率 2.5%』及び『料金収入の6ヶ月分に相当する資金残高の確保を目標に設定すること』は妥当であることを確認した。

(A 委員)

物価上昇率の算定に消費者物価指数を用いているが、企業の原価算定であれば企業物価指数のほうが適切ではないか。

(明石市)

他事業体においても、物価上昇率を算定する際には、消費者物価指数を採用している事例が多い。

(会長)

アセットマネジメント様式を見ると、令和 29～32 年にかけて事業費が平準値の約半分まで落ち込み、企業債発行がゼロになっている。将来世代への公平な負担という観点からも、事業費と起債発行の平準化をより一層図るべきではないか。

(明石市)

ご指摘のとおり、その期間は投資の谷間となっている。計画期間後半の投資の山を前倒しするなどの検討も必要と認識しており、今後の課題としたい。

【2 議事（2）料金の算定方法】

事務局にて『水道料金設定に関する規定』、『健全な経営の確保策』、『適正な原価の設定』、『公正妥当な料金設定』及び『水道料金算定のプロセス』について説明を行った。

『起債依存率の上限を 40%とする』、『総括原価は、令和 9～16 年（8 年間）の施設更新のために必要な金額とする』、『原価割れ及び逓増度を改善する』及び『基本水量を廃止する』ことが決定した。

(B 委員)

前回の審議会では、起債依存率を 30～60%に設定していたが、今回は起債依存率の上限を 20%、30%、40%に設定した理由を教えてください。

(明石市)

財政シミュレーションで試行錯誤した結果、起債依存率の上限を 40%以上にすると、当面の料金改定率は下がるものの、将来的な支払利息が膨大となるため、起債依存率の上限 40%が妥当であると判断した。一方で、起債依存率の上限が 40%より低い場合が提示できていなかったもので、追加で検討したものである。

(B 委員)

起債依存率は低いほうが、最終的に受益者が払う金額の総額は減ってくる。起債依存率の

上限が 20% の場合、当面の料金改定率が 33% となっているが、経費面等を工夫などすることによって、当面の料金改定率を下げることはできないか。

(明石市)

支出費用を抑えることについては、これまで企業努力を重ねてきたが、一定限界に来てい
ると考える。必要となる総括原価を、水道料金なのか、借金なのか、どのような財源で賄う
かが重要となる。起債依存率の上限を 20% として、さらに料金改定率を抑えるというこ
とは難しいのが現状である。

(C 委員)

前回とは異なり、今回の資料では、料金改定率が令和 9 年 20%、令和 13 年 15%、令和
17 年 14% となっている理由を教えてください。

(明石市)

前回の財政シミュレーションでは、令和 9～11 年の起債依存率の上限を 40% 以上で設定
していたとともに、令和 9 年からの料金改定が反映されていなかった。それらの修正を反
映したうえで、起債依存率の上限を 20%、30%、40% に設定した結果となっている。

(C 委員)

約 20% の方が基本水量以内での使用者とのことであるが、節水努力が報われないとの話
を聞いたことがない。使用水量が少ない方は、水道料金が安いと思うので、現状納得されて
いるのではないか。

(明石市)

使用水量が 2 か月で 10 m³ 以下の方は、どれだけ節水しても料金は下がらない。実際に窓
口に來られて、ご意見をいただいたこともあり、公平性の観点からも、基本水量の廃止が必
要と考える。

(C 委員)

節水努力が無駄にならないようにと言いながら、今後の料金改定により、少量使用者が支
払う料金が上がるのであれば、矛盾しているように感じる。

(明石市)

少量使用者の料金が安く設定され、原価割れとなっている状態が、水道事業の経営を厳し
くしている要因であり、1 番の課題である。多量使用者と比べて優遇されているので、それ
を緩和したいと考える。

(B 委員)

少量使用者と多量使用者の料金に差があって、逓増度が高いことが課題とのことであるが、後者である企業などの料金について、他都市の料金と比較した資料を提示してもらいたい。他都市と比較して、明石市が高くないのであれば、企業などの料金が高いことは悪いことではない。

また、低所得者に対する配慮も検討しなければならないと考える。

(C 委員)

企業などは、使用した水道にて、利益を得ているので、企業などの料金が高いことは当たり前ではないかと考える。

(明石市)

少量使用者と多量使用者では、一定料金差があってしかるべきではあるが、逓増度 3.16 を緩和したいと考える。

他都市の料金と比較した資料は、次回の審議会にて提示する。

(会長)

一般の消費者と、いわゆる事業者の料金は、ある程度の差をつける必要があるであろう。一般の消費者でも、単身の富裕層も少量使用者となりうる一方、子育て世帯は使用量が多く、料金負担が重くなるので、公平性の観点などから、今後議論いただきたい。

また、生活困窮者への配慮は、水道料金体系ではなく、福祉政策等として別途検討すべきと考える。

【2 議事（3）料金体系の検討】

事務局にて『料金体系の類型』、『基本料金、従量料金の試算』及び『基本料金と従量料金の割合（現状とあるべき姿）』について説明を行った。

【2 議事（4）料金表】

事務局にて『シミュレーションパターンの設定』、『水道料金表案』、『口径、使用水量別水道料金例』、『県内の水道料金の比較』、『原価割れ状況の把握』及び『評価』について説明を行った。

案①（水道料金算定要領をベースとする教科書パターン）をベースに料金表（案）を作成することを決定した。

(B 委員)

増増度の緩和という観点と、一般家庭で最も割合が多いと思われる 1 か月あたり使用量 10～30 m³の料金比較も、他の案より低く抑えられているため、案①が望ましいと考える。

(明石市)

案①の基本料金は水道料金算定要領に基づいているが、算定要領では従量料金は均一型とされているため、案①の従量料金は一定の理屈を持って設定したものである。

(C 委員)

P.30 にある、メーター口径 20 mm で 1 か月の使用量が 20 m³の場合が、一般的な家庭に当てはまるのか。

(明石市)

そのとおりである。家族 4 人で、両親 2 人と子供 2 人の家庭をイメージしている。

(C 委員)

20 m³以下で、1 か月 5 又は 10 m³での他事業体との比較資料を提示してもらいたい。

(明石市)

県下の事業体であれば、提示することは可能である。

(C 委員)

全体改定率 21% であるが、実際に料金改定する際には、一気に 4 年分を上げるのではなく、1 年に数% ずつ上げるなど、段階的に改定することはできないのか。

(明石市)

可能ではあるが、毎年料金を上げることは、移行期間などを踏まえると難しいと考える。

(C 委員)

前回の平成 17 年の料金改定では、段階的に値上げを行った。消費者目線では、段階的に引き上げてほしい気持ちはわかるが、システム改修など、全体的なコストは増大する。

(D 委員)

全体改定率は 21% であるが、基本料金と従量料金、小口径及び大口径の平均的な増減率はどのようなになっているのか。

(明石市)

詳細は各パターンでの計算が必要となるが、P.29 にあるように、大口径の使用者では平均数%の増減、小口径の使用者では平均 30%程度の改定率となる。

(D委員)

大口径の多量使用者の料金改定率を上げ過ぎると、水道事業からの撤退も考えられるので、難しい問題であるが、少量使用者からの理解を得られるような説明をしてもらいたい。

(会長)

大口径の使用者は数%の改定率ではあるものの、数万円も高くなる。一方、小口径の使用者は 30%程度の改定率ではあるものの、数百円しか高くないので、改定率や改定額などを総合的に考える必要がある。

また、案③の小口径の改定率を 30%以下に抑えることには拘らず、料金バランスの均等化を踏まえ、柔軟に検討してもらいたい。

(明石市)

案①の基本料金が大口径では下がっているが、一定の理屈を持って、再検討することも可能である。また、現行の体系では、従量料金の使用水量による単価の区分が7区分であるため、それを変更することにより、料金バランスの均等化が図られる。ただし、少量使用者の改定率は大幅に上がらないような区分とする必要がある。

(会長)

本日は、特定の案に絞るのではないが、案①がベターとの意見が多かった印象である。

次回の審議会にて、今回出された意見を反映した改善案及び資料等にて、再度検討させていただくこととする。

- ・大口径の多量使用者の料金に関する、他事業体との比較資料
- ・少量使用者（1 か月 5 ～10 m³）の料金に関する、他事業体との比較資料
- ・使用水量ごとの使用者分布（ボリュームゾーン）が分かる資料
- ・現行の料金単価の使用水量による区分の簡素化や見直しの検討

【3 その他】

事務局にて『市民意見募集の結果』を報告した。

(D委員)

国土交通省から要請されている老朽管の更新についての取り組み状況を教えてもらいたい。

(明石市)

緊急輸送道路下の铸铁管について、更新計画を取りまとめるよう要請されている。市内の水道管約 900 kmのうち、铸铁管は約 4 kmで、緊急輸送道路下は約 1.1 kmである。

(C 委員)

市民意見募集について、市民からの意見の数が少ないと思われる。市民が関心を持って、自由に意見してもらえような広報をしてもらいたい。自治会等に回覧してはどうか。

(明石市)

ご指摘のとおりで、広報の方法について、他事業体の状況なども参考にしながら、多くの市民に届くような広報を考えたい。

(会長)

広報は、どこの事業体でも苦勞している。若者が気軽に参加できるよう、SNS を活用するなど、工夫してもらいたい。

【4 閉会】

事務局から閉会宣言